

71. 福島県県外避難者に係る内部被ばく検査

(学外対応分)

実施時期又は期間

平成24年8月1日～平成25年3月31日（契約期間）

対応部局及び人員

附属病院の教職員【1検査日あたり 教員（医師）2名，看護師1名，検査補助1名】

実施の背景・目的

福島県からの要請により，青森県に避難した福島県民の健康管理調査として，ホールボディカウンター装置による内部被ばく線量の測定を行う。

実施概要

平成24年8月1日付けで業務委託契約を締結し，検査は9月3日から実施している。福島県によると，青森県への避難住民は614名で，福島県が受検希望者を募り，検査日毎の受検者名簿を作成のうえ，本院へ依頼。1検査日あたり最大10名の内部被ばく検査及び健康相談を行い，9月は10名，10月は34名が受検し，福島県へ検査結果を送付している。

効果又は結果

福島県民の健康管理調査データベースの構築及び避難してきた住民の健康不安の解消に貢献している。

今後の課題

機器操作手の不足が挙げられる。具体的には，当該事業と急患が重なった時の医師及び看護師が手薄となることから，現状では，今後予想される青森県以外への避難住民についての検査対応は極めて困難であると考えられる。

担当部局名

附属病院高度救命救急センター（契約事務は医事課が所掌）